

2 公立保育所

主 眼 着 眼	着 眼 点
第1 適切な入所児童支援の確保 1 入所児童支援の充実	施設入所児童への支援等について、児童の保護者等及び関係機関との連絡調整が図られているか。 (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っているか。 (3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ア 全体的な計画やそれに基づく指導計画が作成されているか。 イ 保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。 ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結果の公表に努めているか。 エ 保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。 オ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。 カ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。 (4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。 (5) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を

適切に確認しているか。

通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）

オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的の実施しているか。

カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。

(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。

(8) 障害児保育は適切に実施されているか。

(9) 児童票の状況

ア 児童票は作成されているか。

イ 児童票は活用されているか。

(10) 適切な給食を提供するよう努めているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。

ウ 入所児童の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

エ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

オ 食器類の衛生管理に努めているか。

カ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

キ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。

ク 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。

ケ 3才未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。

コ 食中毒対策が適切に行われているか。

サ 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。

(11) 入所児童の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

(12) 医学的管理は、適切に行われているか。

2 入所児童の生活環境等の確保

- ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。
- イ 健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか。
- ウ 嘱託医を配置しているか。
- (13) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。
- (14) 入所児童や保護者からの相談に応じる体制がとられ、相談に対して適切な助言、援助が行われているか。
- (15) 保育所が提供する福祉サービスの内容等について、関係者に対する情報提供が適切に行われているか。
- (16) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。
- (17) 実施機関との連携が図られているか。
- (18) こどもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

- (1) 入所児童が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。
- (2) 保育室等が、設備及び運営基準に合った構造になっているか。
- (3) 保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

第2 保育所運営の適正実施の確保

健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。

1 施設の運営管理体制の確立

- (1) 入所定員及び保育室の定員を遵守しているか。
- (2) 必要な諸規程は整備されているか。管理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- (3) 保育所運営に必要な帳簿は整備されているか。
- (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- (5) 保育所の職員は、専ら当該保育所の職務に従事しているか。
- (6) 保育所長に適任者が配置されているか。
 - ア 保育所長の資格要件は満たされているか。
 - イ 保育所長は専任者が確保されているか。
 - ウ 保育所長がやむなく他の役職を兼務している場合は、保育所の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
- (8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。
- (9) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められて

2 職員処遇の充実	いるか。 (1) 労働時間の短縮等、労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。 イ 職員健康診断等の健康管理は、適正に実施されているか。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (3) 通勤・住宅手当等の各種手当について規定され、適正に支払われているか。 (4) 労働基準法第24条、第32条の4、第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署に提出されているか（労働基準法第24条の労使の協定については、労働基準監督署への提出義務なし）。 (5) 職員研修等の資質向上対策について、その推進に努めているか。
3 防災対策の充実強化	(1) 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、必要回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 (2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (3) 防犯について配慮されているか。